

市立病院肝臓教室

国の肝炎対策社会保障制度

ウイルス肝炎・肝硬変・肝がんに関連する 社会保障制度についての概説



- 1. 肝炎ウイルス検査の促進
- ・全国民が一生に一度は肝炎ウイルス検査を。
- 保健所や委託医療機関で実施。
- •原則無料。
- 検査の日程、場所、手続きはあらかじめ該当保健所や 委託医療機関に連絡を。



2. 重症化予防推進事業

保健所や委託医療機関でのウイルス検査陽性の時は、 初回精密検査、経過観察による定期検査を所得に応じ、 年2回自己負担額を助成。



重症化予防推進事業

- ①初回精密検査の費用助成 (実施主体: 都道府県)
 - ●対象者: 以下の全ての要件に該当する者
 - ・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する 法律の規定による被保険者
 - ・<u>1 年以内に重症化予防事業における肝炎ウイルス検査又は健康増進事業の肝炎ウイルス</u> 検診において陽性と判定された者
 - ・フォローアップに同意した者(平成30年度から、肝炎ウイルス検査の前または後で同意の取得が可能)
 - ●助成対象費用:
 - ・初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都道府県が認めた費用。

検査項目; 下記に示されている項目のみ

- a 血液形態·機能検査(末梢血液一般検査、末梢血液像)
- b 出血・凝固検査(プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間)
- c 血液化学検査(総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD、(ZTT))※ZTTは平成30年4月より診療報酬が算定できない
- d 腫瘍マーカー (AFP、AFP-L3%、PIVKA-II 半定量、PIVKA-II 定量)
- e 肝炎ウイルス関連検査(HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定等)
- f 微生物核酸同定·定量検査(HBV核酸定量、HCV核酸定量)
- g 超音波検査(断層撮影法(胸腹部))
- ●助成回数:1回
- ●検査費用の請求について必要な書類(対象者が準備)
 - ・請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査の結果通知書 ⇒ 都道府県知事に請求 28



定期検査費用の助成

H29:10.8億円 ⇒ H30案:10.8億円

概 要

慢性肝炎、肝硬変、肝がんの患者に対し、定期的な介入を通じて早期治療に結びつけ、重症化予防を図るため、定期検査費用の助成を行う。

事業内容

助成回数	年2回
対象者と 自己負担額	・住民税非課税世帯 ⇒ 自己負担なし ・世帯の市町村民税課税年額が235,000円未満の者 ⇒ 慢性肝炎:1回2千円自己負担、肝硬変・肝がん:1回3千円自己負担
対象医療	・初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都道府県が認めた費用・検査項目 a 血液形態・機能検査(末梢血液一般検査、末梢血液像) b 出血・凝固検査(プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間) c 血液化学検査(総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、Y-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD、ZTT ※ZTTは平成30年4月より診療報酬が算定できない d 腫瘍マーカー(AFP、AFP-L3%、PIVKA-II 半定量、PIVKA-II 定量) e 肝炎ウイルス関連検査(HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等) f 微生物核酸同定・定量検査(HBV核酸定量、HCV核酸定量) g 超音波検査(断層撮影法(胸腹部)) ※肝硬変・肝がん(治療後の経過観察を含む)の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。また、いずれもの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象。



重症化予防推進事業

- ②定期検査の費用助成 (_{実施主体}: 都道府県)
 - ●対象者: 以下の全ての要件に該当する者
 - ・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の 規定による被保険者
 - ・肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者(治療後の経過観察を含む)※無症候性キャリアは対象外
 - ・住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯 に属するもの
 - ・フォローアップに同意した者
 - ・肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者(※重複受給でないこと)
 - ●助成対象費用
 - ·初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び<u>下記の検査に関連する費用</u>として都道府県が認めた費用。

検査項目;前述の初回精密検査の項目と同様 ※ ZTTは平成30年4月より診療報酬が算定できない

- ・肝硬変・肝がん(治療後の経過観察を含む)の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。また、いずれもの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象。
- ●助成回数:1年度2回(初回精密検査を含む)
- ●検査費用の請求について必要な書類
 - ・請求書、医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税非課税証明書、 診断書 ⇒ 都道府県知事に請求
 - △ 平成30年4月から医師の診断書については一定の条件の下、省略ができることとした



3. 肝炎医療費助成制度:

(肝炎に対する下記の治療の際の医療費自己負担助成)

自己負担額 1~2万円/月(所得に応じ)

インターフェロン治療: B型肝炎、C型肝炎

核酸アナログ製剤: B型肝炎

インターフェロンフリー治療: C型肝炎



肝炎治療特別促進事業(医療費助成)

B型肝炎に対するインターフェロン治療と核酸アナログ治療 C型肝炎へのインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	B型慢性活動性肝炎に対するインターフェロン治療B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療C型慢性肝疾患の根治を目的にしたインターフェロン治療C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロンフリー治療
自己負担額	原則1万円(上位所得階層は2万円)
財源負担	国:地方=1:1



- 4. 肝がん・重度肝硬変の入院医療費助成
- •B型•C型に起因する肝がん•重度肝硬変で入院治療を受けている人。
- ・年収370万以下の人。
- ・高額療養費4か月目以降は自己負担1万円。





利用の流れ



①入院の状況を記録します

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、 指定医療機関で入院記録票を 受け取って下さい

肝がん・重度肝硬変で入院する度に、 指定医療機関で入院記録票に入院の 記録をしてもらって下さい

②助成を受ける手続をします

指定医療機関の医師に臨床調査個人 (診断書) を記載してもらった上 同意書に署名して下さい

臨床調査個人票や同意書、 票(※2)などを添えて都道府県に申請 して、参加者証を受け取って下さい

肝がん・重度肝硬変で入院して自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が で既に3月以上あるときに、4月目から自己負担額が月1万円とな るように助成を受けることができます

参加者証の申請には、自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が 3月以上あることが記載された入院記録票が必要です。

肝炎情報センターの「肝炎医 療ナビゲーションシステム! から、全国 の指定医療 機関を検索 できます。



詳しくは以下の担当までお問い合わせください

秋田県健康福祉部保健・疾病対策課 018 (860) 1424



- 5. 治癒された方の定期検査費用の助成
- •B型•C型の慢性肝炎•肝硬変•肝がんで治療費助成を受けていない方は年2回まで定期検査費用が助成される。
- 対象は血液検査、超音波検査(肝硬変・肝がんはCT,MRIが可能)



5. 重度の肝硬変の方への支援制度 (身体障碍者手帳)



- 肝機能障害の程度に応じて、介護や医療費・交通費助成など 自治体からのサービスが受けられる。
- ・医療機関の相談窓口や市町村の障害福祉担当窓口に相談を。



ウイルス性肝炎治療の最終目標と 社会保障制度

肝炎治療の最終目標は肝炎を効率的に治療・管理することにより、その人の生命予後及び生活の質を改善させることです。 そのため国は様々な社会保障制度を設けていますので、 上手に利用しましょう。

12月の富士山